

介護老人保健施設重要事項説明書

1 介護老人保健施設 葵の園・柏たなか概要

(1) 提供できるサービスの種類

介護老人保健施設の施設サービス及び付随するサービス

(2) 施設の名称及び所在地等

施設名称	介護老人保健施設 葵の園・柏たなか
所在地	千葉県柏市小青田一丁目3番地3
法人名	医療法人社団 葵会
代表者名	理事長 新谷 幸義
電話番号	04-7134-1001
サービスの種類	介護保健施設サービス

(3) 施設の職員体制

職種	常勤	非常勤	夜間	業務内容
医師	1			医学的管理
看護職員	10以上		1	医学的管理に基づく看護
介護職員	25以上		5	介護に関する全般
理学・作業療法士	2以上			リハビリテーション
支援相談員	1以上			利用者及び御家族との相談・指導等
薬剤師	業務委託			調剤及び薬学的管理
管理栄養士	1			栄養管理及び食品の安全衛生
介護支援専門員	1以上			施設ケアプランの作成
事務職員	必要数			施設内の庶務・総務
その他				施設内の環境整備等

(4) 施設の設備の概要

定員	100名			
居室	個室	100室 (10ユニット 各10名)	診察室	1室
浴室	一般浴室と特殊浴室があります。		機能訓練室	2室

2 利用料金

① 基本料金

* 柏市地域加算(6級地)10.27で計算しております。

- ・施設サービス費(介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です。)

	基本型		
	1割負担	2割負担	3割負担
要介護度1	¥823	¥1,647	¥2,470
要介護度2	¥870	¥1,741	¥2,612
要介護度3	¥937	¥1,875	¥2,812
要介護度4	¥994	¥1,988	¥2,982
要介護度5	¥1,045	¥2,090	¥3,136

	在宅強化型		
	1割負担	2割負担	3割負担
要介護度1	¥899	¥1,799	¥2,698
要介護度2	¥977	¥1,955	¥2,933
要介護度3	¥1,045	¥2,090	¥3,136
要介護度4	¥1,106	¥2,212	¥3,318
要介護度5	¥1,160	¥2,321	¥3,481

食費

- ・利用者負担の段階により以下の内容になります。

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
要介護1～5	300円/日	390円/日	650円/日	1,360円/日	2,150円/日

居住費 〈ユニット〉

- ・利用者負担の段階により以下の内容になります。

	第1段階	第2段階	第3段階	第3段階②	第4段階
要介護1～5	880円/日	880円/日	1,370円/日		2,500円/日 (2,600円/日)

各 加 算	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	自己負担額 (3割)	単位
初期加算 (I) 入所後 30 日間	¥62	¥124	¥185	／日
初期加算 (II) 入所後 30 日間	¥31	¥62	¥93	／日
夜勤職員配置加算	¥25	¥50	¥74	／日
短期集中リハビリテーション実施加算 (I)	¥265	¥530	¥795	／回
短期集中リハビリテーション実施加算 (II)	¥206	¥411	¥617	／回
認知症短期集中リハビリ実施加算 (I)	¥247	¥493	¥740	／回
認知症短期集中リハビリ実施加算 (II)	¥124	¥247	¥370	／回
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算 (I)	¥55	¥109	¥164	／月
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算 (II)	¥34	¥68	¥102	／月
栄養マネジメント強化加算	¥11	¥23	¥34	／日
療養食加算	¥6	¥12	¥18	／回
経口移行加算	¥29	¥58	¥87	／月
経口維持加算 (I)	¥411	¥822	¥1,233	／月
経口維持加算 (II)	¥103	¥206	¥309	／月
再入所時栄養連携加算	¥205	¥411	¥616	／回
口腔衛生管理加算 (I)	¥92	¥185	¥278	／月
口腔衛生管理加算 (II)	¥113	¥226	¥339	／月
外泊時加算	¥372	¥744	¥1,116	／日
外泊時在宅サービス療養費用	¥822	¥1,644	¥2,465	／日
サービス提供強化加算 (I)	¥23	¥45	¥68	／日
サービス提供強化加算 (II)	¥18	¥37	¥55	／日
サービス提供強化加算 (III)	¥6	¥12	¥18	／日
入所前後訪問指導加算 (I)	¥463	¥925	¥1,387	／回
入所前後訪問指導加算 (II)	¥493	¥986	¥1,479	／回
入退所前連携加算 (I)	¥616	¥1,232	¥1,849	／回
入退所前連携加算 (II)	¥411	¥822	¥1,232	／回
試行的退所時指導加算	¥411	¥822	¥1,233	／回
退所時情報提供加算 (I)	¥514	¥1,027	¥1,541	／回
退所時情報提供加算 (II)	¥257	¥514	¥771	／回
退所時栄養情報連携加算 1月に1回限度	¥72	¥144	¥216	／回
訪問看護指示加算	¥309	¥617	¥925	／回
緊急時治療管理加算	¥532	¥1,064	¥1,596	／日
所定疾患施設療養費 (I)	¥246	¥491	¥737	／日
所定疾患施設療養費 (II) 1月に1回10日限度	¥493	¥986	¥1,479	／日
かかりつけ医連携薬剤調整加算 (I) イ	¥144	¥288	¥432	／回
かかりつけ医連携薬剤調整加算 (I) ロ	¥72	¥144	¥216	／回
かかりつけ医連携薬剤調整加算 (II)	¥246	¥493	¥739	／回
かかりつけ医連携薬剤調整加算 (III)	¥103	¥205	¥308	／回
褥瘡マネジメント加算 (I)	¥3	¥6	¥9	／月
褥瘡マネジメント加算 (II)	¥13	¥27	¥40	／月
排せつ支援加算 (I)	¥10	¥21	¥31	／月
排せつ支援加算 (II)	¥15	¥31	¥46	／月
排せつ支援加算 (III)	¥21	¥41	¥62	／月
安全対策体制加算	¥21	¥41	¥62	／回

ターミナルケア加算（死亡日）	¥1,952	¥3,903	¥5,854	／日
ターミナルケア加算（死亡日前々日、前日）	¥935	¥1,870	¥2,804	／日
ターミナルケア加算（4～30日前）	¥165	¥329	¥493	／回
ターミナルケア加算（31～45日前）	¥74	¥148	¥222	／回
若年性認知症入所者受入加算	¥124	¥247	¥370	／日
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	¥31	¥62	¥92	／日
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	¥4	¥8	¥12	／日
認知症行動・心理症状緊急対応加算	¥206	¥411	¥617	／回
認知症チームケア推進加算（Ⅰ）	¥154	¥309	¥463	／月
認知症チームケア推進加算（Ⅱ）	¥124	¥247	¥370	／月
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	¥53	¥105	¥158	／日
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）	¥53	¥105	¥158	／日
自立支援促進加算	¥309	¥617	¥925	／月
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	¥41	¥82	¥123	／月
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	¥62	¥123	¥185	／月
協力医療機関連携加算 ※令和6年度	¥103	¥206	¥309	／月
協力医療機関連携加算（Ⅰ）※令和7年度～	¥52	¥103	¥154	／月
協力医療機関連携加算（Ⅱ）※令和7年度～	¥6	¥11	¥16	／月
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	¥11	¥21	¥31	／月
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	¥6	¥11	¥16	／月
新興感染症等施設療養費 1月に1回5日限度	¥247	¥493	¥740	／日
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	¥103	¥206	¥309	／月
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	¥11	¥21	¥31	／月
安全管理体制未実施減算	¥-5	¥-10	¥-15	／日
栄養管理基準未実施減算	¥-14	¥-29	¥-43	／日
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位-1%			
業務継続計画未実施減算	所定単位-3%			
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）※令和6年5月31日迄	総単位数(基本サービス、各種加算)の3.9%			
特定処遇改善加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）※令和6年5月31日迄	総単位数(基本サービス、各種加算)の2.1%又は1.7%			
介護職員等ベースアップ等支援加算※令和6年5月31日迄	総単位数(基本サービス、各種加算)の0.8%			
介護職員等処遇改善加算※令和6年6月1日～	総単位数(基本サービス、各種加算)の7.5%			
身体拘束廃止未実施減算	基本単位-10%			

※上記以外の加算がかかる場合もあります。

3 その他の料金

- ・日用品費 255円
(石鹸、シャンプー、ティッシュペーパー、バスタオル等の費用です)
- ・教養娯楽費 102円
(レクリエーションやクラブ活動等に参加した場合にかかる費用です)

- ・文書作成料 入所証明書および利用料金等に係る証明 3,300円(税込)
各種診断書及び医師の証明が必要なもの 5,500円(税込)
- ・理美容代 実費(サービス内容による)
- ・健康管理料 実費(インフルエンザ予防接種等に係わる費用)
- ・洗濯代(業者依頼) 110円/枚
(ご希望の方は別途申込んでいただきます)
- ・洗濯込衣類リース(業者依頼) 1,429円 × 日数 × (消費税)
(ご希望の方は別途申込んでいただきます)
- ・電気代 220円/日(税込)

○支払方法

- ・毎月7日に前月分の請求書を発行いたします。銀行振込み、口座振替にてお支払いください。

4 入退所の手続

(1) 入所手続

入所と同時に契約を結び、サービスの提供を開始いたします。

居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) 退所手続

① 利用者のご都合で退所される場合

退所を希望する日の7日前までにお申し出ください。

② 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が他の医療機関または介護保険施設・介護福祉施設等へ入院・入居した場合。
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)又は要支援と認定された場合(この場合、所定の期間の経過を持って退所していただくことになります)。
- ・利用者がお亡くなりになった場合。

③ その他

以下の場合は、30日間の予告期間をおいて文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがございます。なお、利用者のやむを得ない事由により契約終了後の施設利用があったときは、実費を請求します。

- ・利用者が、サービス利用料金のお支払いを正当な理由なく30日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、7日以内に支払わない場合、または利用者やご家族などが事業者やサービス従業者または他の入所者に対して本契約をしがたいほどの背信行為を行った場合。
- ・やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合。
- ・当施設において定期的に実施される入所継続判定会議において、退所して居宅において生活ができると判断された場合。
- ・利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保険施設サービスの提供を超えると判断された場合。

5 当施設のサービスの特徴

(1) 運営の方針

- ・利用者の意思および人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めます。
- ・利用者が可能な限り居宅における生活への復帰が出来ることを念頭に、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、医学的管理下における看護、介護、必要な医療、機能訓練および日常生活上のお手伝いを行います。
- ・地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者および他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービスおよび福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(2) サービス利用のために

事 項	有 無	備 考
男性介護職員の有無	○	
異性による身体介助	○	入浴・排泄介助を含む介護全般
従業員への研修の実施	○	年1回以上実施しています
サービスマニュアルの作成	○	
身体的拘束	×	※身体保護のため緊急やむを得ない場合のみ有り

(3) 施設利用にあたっての留意事項

- ①面会 午前9時から午後5時30分までとします。
- ②外出・外泊 希望日の1週間前までに1階受付で届出をしてください。
- ③飲酒・喫煙 原則として禁止とさせていただきます。
- ④設備・備品の利用 定められた場所で注意をもって正しく使用してください。
- ⑤私物の持込 品物によって制限させていただく場合があります。
- ⑥貴重品の持込み 原則としてお断りいたします。
- ⑦施設外での受診 外泊時に受診される場合は事前にご連絡をください。
- ⑧宗教活動 お断りいたします。
- ⑨ペットの持込 お断りいたします。
- ⑩飲食物の持込 医師、看護師にご相談ください。
- ⑪お心遣い 利用者又はご家族からの物品、金銭の授受はお断りいたします。

※面会、外出、外泊及びお持ち込み等は感染防止対策により都度変更となる場合がございます。

6 緊急時の対応方法

利用者の容体の変化等があった場合は、医師により必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

7 他科受診

老人保健施設入所中において医療機関の診療を受ける場合、診療内容が医療保険請求できるものにつきましては医療保険で定められている一部負担金をお支払いいただきます。

老人保健施設で通常行える内容の診療行為については保険請求が出来ません。

入所中に医療機関に受診される場合は、施設医師から医療機関の医師に診療情報の提供が必要である為、必ず支援相談員に確認をしていただくようお願い致します。

8 非常災害対策

- ①防火教育および基本訓練（消火・通報・避難） 年2回以上
（うち1回は夜間を想定した訓練をおこなう）
- ②利用者を含めた総合避難訓練 年1回以上
- ③非常災害設備の使用方法の徹底 随時

9 業務継続計画

感染症や自然災害時において早期の業務再開を図るため、必要な措置を講じます。

- ① 業務継続計画の策定
- ② 業務継続計画の従業者への周知と研修及び訓練の実施 入職時+年2回以上
- ③ 業務継続計画の見直し、必要に応じた変更

10 衛生管理、感染症対策

設備等の衛生管理に努め、衛生上必要な措置を講じます。

感染症又は食中毒の発生又はまん延防止のための必要な措置を講じます。

- ① 対策を検討する委員会の開催及び従業者への周知 3月に1回以上
- ② 感染対策担当者の設置
- ③ 感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための指針の整備
- ④ 感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための研修、訓練の実施 入職時+各年2回以上

11 事故発生の防止

事故の発生又はその再発を防止するための措置を講じます。

- ① 事故発生の防止のための指針の整備
- ② 事実の報告及びその分析を通じた改善策について従業者への周知
- ③ 事故発生の防止のための委員会の開催
- ④ 事故発生の防止のための研修の実施 入職時+年2回以上
- ⑤ 事故発生防止等の措置を適切に実施するための担当者の設置

12 虐待の防止

虐待の発生又はその再発を防止する措置を講じます。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置及び従業者への周知
- ② 虐待の防止のための指針の整備
- ③ 虐待の防止のための研修 入職時+年2回以上
- ④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置

13 身体拘束等の適正化

入所者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、行動を制限する行為はいたしません。身体拘束の適正化を図るため以下の措置を講じます。

- ① 対策を講じる委員会の開催及び従業者への周知 3月に1回以上
- ② 身体的拘束等の適正化のための指針の整備
- ③ 身体的拘束等の適正化のための従業者への研修 入職+2回以上

14 ハラスメント

利用者及び家族から従業者へのハラスメント行為により信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス提供の中止や契約を解除させていただく場合がございます。

15 ワクチンの接種（有料）

集団感染防止のため、冬場に入所されている利用者にインフルエンザワクチンを接種いたします。

16 サービス内容に関する相談・苦情

- ① 施設ご利用相談・苦情
- ② 虐待防止・ハラスメントに関する窓口
担当 支援相談員・介護支援専門員 04-7134-1001
- ③ その他

当施設以外に行政の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

千葉県国民健康保険団体連合会 043-254-7409

柏市 保健福祉部 高齢者支援課 04-7167-1111

1 1 協力医療機関等

- ① 協力医療機関 柏たなか病院
住所：千葉県柏市小青田一丁目3番地3
電話：04-7131-2000
- ② 協力歯科医院 手島歯科医院
住所：千葉県野田市尾崎846-15
電話：04-7129-2020

1 2 当法人の概要

- ①名称・法人種別 医療法人社団 葵会
②代表者役職・氏名 理事長 新谷 幸義
③本部所在地・電話番号 千葉県柏市小青田1-3-2
04-7136-8008

令和 年 月 日

介護老人保健施設入所にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業者

所在地 千葉県柏市小青田一丁目3番地3 事業所番号 1252180081
名称 医療法人社団 葵会
介護老人保健施設 葵の園・柏たなか
代表者名 理事長 新谷 幸義 印

説明者氏名

印

入所契約について、疾患等により本人による同意が困難な場合はご家族または代理人（成年後見人）による代筆をお願い致します。

上記内容の説明を受け、了承しました。また、本書を2通作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

利用者 氏名

印

保証人（代理人・後見人） 氏名

印

平成30年4月1日 改正
平成30年8月1日 改正
令和元年5月1日 改正
令和元年8月19日 改正
令和元年10月1日 改正
令和2年3月31日 改正
令和3年3月31日 改正
令和6年4月1日 改正